

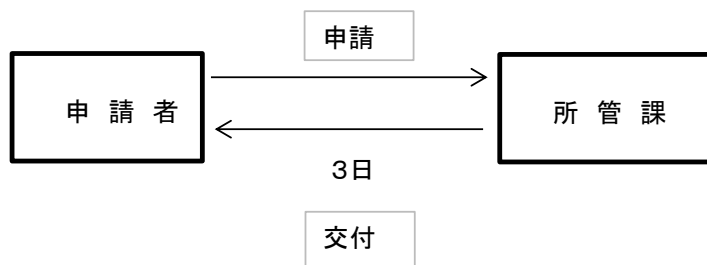
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 165

処 分 名	医療法人の仮理事の選任	
処 分 の 概 要	仮理事を選任する。	
根 拠 法 令 名	医療法(昭和23年法律205号)	
条 項	第46条の6の2第3項	
所 管 課	医事薬事課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	3日	
標 準 処 理 期 間	計	3日
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>医療法 第四十六条の六の二 理事長は、医療法人を代表し、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。 3 第四十六条の五の三第一項及び第二項の規定は、理事長が欠けた場合について準用する。</p> <p>第四十六条の五の三 この法律又は定款若しくは寄附行為で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 2 前項に規定する場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員の職務を行うべき者を選任しなければならない。 3 理事又は監事のうち、その定数の五分之一を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。